

中東知的財産ニュースレター Vol 84

◆ 目次

1. 主要トピック

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が商標出願について新たな拒絶手続を導入
- ・ 意匠法の改正

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・ ドバイ税関による知財保護の強化と世界貿易への影響

湾岸協力会議（GCC）

- ・ GCC 商事仲裁センターが仲裁人資格の改正により仲裁人の新規採用を拡大

レバノン

- ・ 知財関連の料金体系と商標保護期間の変更

トルコ

- ・ 商標取消手続の効率化

パキスタン

- ・ キルギスタンとの協力により知的財産権のエンフォースメントを強化

2. 他のトピック

湾岸協力会議（GCC）

- ・ 湾岸協力会議事務局特許庁（GCC 特許庁）の長官がクウェート国のサバ・アル・アマド人材開発センターを訪問
- ・ GCC 特許庁長官が知的財産研修センターを訪問
- ・ クウェート国で開催された第 14 回中東国際発明展示会に湾岸協力会議事務局を代表して GCC 特許庁が参加
- ・ GCC 特許庁が世界知的所有権機関（WIPO）の代表団を歓待

・GCC 特許庁が湾岸地域で発行した特許のコレクションが WIPO 提供の国際特許データベース PATENTSCOPE に収録

サウジアラビア

- ・サウジアラビア検察庁が知的財産に関する訴追手続の制定を承認
- ・地域レベル・国家レベルで活動する多数の出版・流通業者の参加を得て、SAIP 審議会が第 21 回の会合を開催
- ・WIPO の最高執行役員および事務局長補佐の立ち合いの下、外交会議常設委員会が会合を開催
- ・サウジアラビアの子供たちによる創作物の保護を知的財産権がサポート
- ・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）理事会が第 29 回会合を実施
- ・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）の CEO を務める Abdulaziz bin Muhammad Al-Swailem 氏が「人工知能時代のメディア規制」の会議において人工知能と知的財産の関係について講演
- ・総合ニュース/司法長官がサウジアラビア知的財産総局（SAIP）の CEO と会談
- ・「ビジョン 2030」の一環として実施されている経済行動計画「国家変革プログラム」の 2023 年成果報告書の発表
- ・能力構築と国内企業の強化を目指して国家環境管理センターが知的財産支援センターに参画
- ・2023 年度の知的財産情報に関する統計的報告
- ・SAIP の「知的財産の尊重に関する審議会」の第 22 回会合
- ・「知的財産紛争の解決：今後のトレンドと機会」と銘打ったセミナーを SAIP が開催
- ・新たな意匠法によって広がる知財ランドスケープ
- ・2023 年度の年次報告

アラブ首長国連邦（UAE）

- ・イノベーションの活性化を目指すドバイ税関が 2024 年の「児童・学生知的財産賞」を発表
- ・「世界政府サミット 2024」において AI 企業をリードする 100 人余りの人材が各国政府首脳と会談
- ・WTO 第 13 回閣僚会議のホスト国を務める UAE が同会議に関するウェブサイトを開設
- ・経済省が新たな知的財産制度を発足
- ・ドバイ首長国の首長 Mohammed bin Rashid 氏が閣僚会議の議長として国の立法計画を審議
- ・ドバイ税関は英国の提携機関とのダイナミックな協力関係を構築
- ・音、匂い、ホログラムも商標として登録可能に
- ・「中東・北アフリカ地域における知的財産犯罪の取り締まりに関する広域会議」の第 13 回会合にドバイ税関（Customs and Free Zone Corporation）が参加
- ・WTO の第 13 回閣僚会議に参加する大臣および上級政府職員 175 名を UAE が歓迎

- ・ アブダビのイノベーションの促進に向けて ADDED と Hub71 が連携
- ・ アジュマン首長国が模倣品対策を集中強化
- ・ アブダビ議会が WTO に関する審議で最終文書を発行
- ・ モハメド・ビン・ザイード人工知能大学（MBZUAI）が UAE のイノベーション月間を祝福
- ・ 経済省が電気通信・デジタル政府規制局（TDRA）との連携により創作物に対する知的財産権保護を強化する新たな仕組みを導入
- ・ UAE 商標登録の急増は投資家の信頼の高まりを示す兆候か

パキスタン

- ・ パキスタン駐在の国連開発計画（UNDP）代表が知的財産機構（IPO）の長官を訪問
- ・ イスラマバードの私立大学ミレニアム・ユニバーサル・カレッジを視察した IPO 長官が知的財産権の重要性を強調
- ・ 知的財産権のエンフォースメントは経済発展にとって極めて重要
- ・ 正統なビジネスの保護には知的財産権のエンフォースメントが不可欠
- ・ パキスタンの未来に力を：イノベーションと開発のための知的財産の活用

トルコ

- ・ アンカラ大学が知的財産法の修士課程開設を祝う開講式を開催
- ・ 当事務所が担当した登録申請手続の完了後、登録されたトルコの地理的表示 11 件が「地理的表示・伝統的製品名公報」の第 167 号で公開
- ・ 地中海地方の都市オスマニエ産のピーナッツに関する地理的表示申請を EU 委員会が承認し、「オスマニエ・ピーナッツ」として欧州連合に登録
- ・ 「食品安全性の観点から見た地理的表示」に関するセミナーに当事務所の所長が参加
- ・ 今後議論すべき課題は知的財産に関する協力と知財の商業化
- ・ WIPO とトルコ特許商標庁の協力に関する基本合意書の署名を祝う式典
- ・ 産業財産権に関する協力議定書にトルコとパレスチナが署名
- ・ 欧州特許庁（EPO）が人工知能とデジタル化の両分野に関してトルコ特許商標庁を視察

オマーン

- ・ オマーン消費者保護庁（CPA）が啓発キャンペーン「HELP ME HEAR」を実施
- ・ オマーン消費者保護庁（CPA）が啓発キャンペーン「HEMA Masirah」を実施

カタール

- ・ 特許不服審査委員会の新設

◆ ニュース

1. 主要トピック

サウジアラビア

・サウジアラビア知的財産総局（SAIP）が商標出願について新たな拒絶手続を導入¹

2024年4月14日、サウジアラビア知的財産総局（SAIP）は商標出願の拒絶後の処理に関する当局の手続を改正した。この改正は出願人や同人の法的代理人にとって重要なものである。以前の手続では、商標出願が拒絶された場合に出願人が取りうる選択肢は2つあった。審判請求を行うか、10日間のグレース・ピリオドに商標の補正を行うかである。当局の新たな方針によって、このような柔軟性は失われた。出願人は拒絶査定を不服として審判を請求するしかない。

今回の手続改正によって、サウジアラビアで知的財産権の管理を引き受けている法律事務所や弁理士・弁護士は大幅な戦略転換を迫られることとなった。当初の商標出願の時点で正確な書類を提出する必要があることが明らかになった。拒絶後の補正の機会はずでに失われたからである。

法律専門家や法律事務所、特にサウジアラビア国内で活動しているか同国に関係する業務を行っている法律家や法律事務所は、今回の変化に対応するために、クライアントに提供する助言や事務所の業務手順を変更しなければならない。10日間の補正期間が廃止されたことで、商標出願があらゆる点でSAIPの要件に完全に適合しているか否かを確認することの重要性が強調されることとなった。

今回の手続改正は、当局の業務の合理化を図るとともに知的財産管理システムの効率性を高めようとするSAIPの現在の取組に合致するものである。出願人は、新たな規制環境に合わせて的確な助言を提供できる知識豊富な知財弁護士に相談し、商標登録を成功させる可能性を高め、サウジアラビアにおける知的財産権を保護していくことが望ましい。

・意匠法の改正²

サウジアラビアは、特許、集積回路の回路配置、植物品種および意匠に適用される個々の法律を改正することにより、自国の知的財産法を刷新してきた。これらの改正は、2023年9月25日付の勅令M/45号（2023年10月3日付で発効）によって実施されたもので、イノベーションと意匠保護の推進を目指す同国の知的財産保護への取組に大きな進歩をもたらしている。

今回の法改正の注目点

- **国際規範の遵守**：改正法はハーグ協定と世界知的所有権機関（WIPO）を認めており、知的財産に関する国際規範の遵守をサウジアラビアが約束したことを示唆している。こうした擦り

¹ <https://www.aippi.org/news/saip-implements-new-rejection-procedure-for-trade-mark-applications/>

² <https://rouse.com/insights/news/2024/patent-design-updates-from-saudi-arabia-january-2024>

合わせは国際登録のプロセスの単純化を狙ったもので、世界中のデザイナーやイノベーターに対するサウジアラビアの訴求力を高めている。

- **保護期間の延長：**もう一つの重要な改正点は、従来は出願日から10年であった意匠登録証による保護期間が出願日から15年に延長されたことである。この改正によって、意匠制作者は自らの創作に関して従来よりも長期間の保証が与えられるため、彼らの知的資産の商業的価値は増大することになる。
- **国際登録と国内登録の平等：**今回の改正により、ハーグ協定に基づく国際意匠出願が国内登録と同等と見なされることを保証する規定が意匠法に追加された。この規定は、国際登録された意匠がサウジアラビアで登録された意匠と同等の保護を享受することを保証している。

知的財産保護戦略への影響

サウジアラビアの知的財産法に対する上記の改正は、イノベーション主導型の経済の発展というより幅広い戦略目標を反映したものであり、同国の包括的な経済改革計画「ビジョン2030」に合致している。保護期間の延長や国際規範との整合性により、サウジアラビアは、国際社会における知的財産の拠点としての同国の競争力を高めつつある。企業や知財専門家にとって、これらの法改正は知的財産戦略の再評価を促すものである。特にポートフォリオ管理、国際出願、毎年の財務計画の策定に関して、戦略の見直しが求められている。保護期間の延長によって意匠のライフサイクル価値の評価に新たな側面が導入されたのである。この事実は、投資や開発に関する意思決定にも影響を及ぼす可能性がある。

さらに、ハーグ協定などの国際協定が法改正によって正式に承認されたことは、サウジアラビアにおける自らの知的財産権の確保に関心を有する世界中の権利者が遭遇する障壁を最小限に留めるべくサウジアラビアが鋭意努力していることを示すものである。

アラブ首長国連邦 (UAE)

・ドバイ税関による知財保護の強化と世界貿易への影響³

2024年の第1四半期、ドバイ税関は知的財産保護の枠組みを大幅に強化し、世界貿易とイノベーションに関わる利益の保護に当局が果たす重要な役割を世に知らしめた。436万点余りの模倣品（価格にして543万UAEディルハム）の押収は、知的財産侵害に対するドバイの断固たる姿勢を示す例であり、当局のこうした厳格な措置は、消費者の安全にとっても国際ビジネス・プラクティスの統合性にとっても不可欠なものである。

世界知的財産の日：Intellectual Property Day: A Focus on Sustainable Innovation

ドバイ税関は「世界知的財産の日」の祝典を毎年開催しているが、今年のテーマは「イノベーションを通じて持続可能な未来に力を」（Empowering a Sustainable Future through Innovation）であった。この祝典は、革新的な施行によって持続可能な慣行が促進される環境の醸成を目指すドバイ市の熱心な取組に脚光を当てるものとなった。

³ <https://www.wam.ae/it/article/b2x17f0-dubai-customs-seizes-4364-million-counterfeit>

共同ワークショップと地域社会の支援

ドバイ税関は、ワークショップや啓発的な講座の開催を通じて、地域社会や利害関係者と積極的に関わっている。これらのプログラムは、日進月歩する模倣の手口と戦うために企画されたものであり、国境を越えて知的財産権の尊厳を保つためにはこうした活動が不可欠である。100人以上の専門家がドバイ税関の講座に関わってきたという事実は、知財教育と権利のエンフォースメントに対する当局の地道なアプローチを証拠立てるものであり、国際ビジネス団体や規制団体が賛同している世界的なベスト・プラクティスにも適合している。

知的財産の登録と紛争解決

同じく2024年の第1四半期には、125の商標と49の商業代理店がドバイ税関に登録されており、知的財産を尊重する活気ある通商エコシステムが生まれつつある兆しが見える。ドバイ税関が処理した知的財産関連の紛争はおよそ62件であり、その結果として実施されたエンフォースメント措置には、知財管理におけるドバイ税関の有効性が反映されている。

湾岸協力会議（GCC）

・GCC 商事仲裁センターが仲裁人資格の改正により仲裁人の新規採用を拡大⁴

GCCのグローバルな構造の強化を目指す大きな動きの中で、GCC 商事仲裁センター（GCC Commercial Arbitration Centre）は最近、仲裁人および専門家の登録に関するプロトコルを改正し、同時に仲裁人・専門家・秘書の新規採用に踏み切った。これらの構想は、同センターが商事仲裁に関する国際的なベスト・プラクティスに従い、サービスの質を世界標準に適合させようと真摯に取り組んでいることを明らかに示している。

厳格な登録プロトコル

GCC 商事仲裁センターの事務局長を務める Kamal Al Hamad 氏は、厳格な採用プロトコルを新たに実施すると力説した。新プロトコルによる採用手続には、出身校の履修証明書、豊富な実務経験（仲裁人の場合は10年、専門家の場合は7年）を証明する証拠、上級仲裁研修講座を修了したことを示す証拠など、さまざまな書類の電子提出を志願者に要求することが含まれている。さらに、新たな募集要件により、仲裁人には機関仲裁において裁定を発行した経験が5回以上あることが要求される。専門家の場合、それぞれの専門分野において3通以上の専門家報告書を作成した経験がなければならない。

細部に至るまで厳格な志願者審査プロセスをあえて導入したのは、採用される仲裁人および専門家が深い法律知識や分析技術を有しているだけでなく、複雑な紛争解決を効果的に管理する上で必要な公平性や熟練度を備えていることを保証するためである。

4

<https://www.bna.bh/en/GCCArbitrationCentreupgradesregistrationprotocols.aspx?cms=q8FmFJgiscL2fwlzON1%2bDgfcYkRG%2bsEq70knhO%2bGfXQ%3d>

国際的な人材を求めて採用活動を展開

新プロトコルの導入と同時に、同センターは新規職員の採用活動を開始し、仲裁の分野において一流の国際的な人材を募ろうとしている。この構想は、同センターを世界の仲裁センターの中で上位 10 位以内に押し上げようというより広範な戦略の一部をなしている。同センターは大きなメリットを職員に提供する。上訴不能の裁定、法的免責制度、湾岸協力会議（GCC）の全加盟国をカバーする広大な管轄地域などである。このような手厚い待遇は、専門技能の持続的な向上や自己研鑽を促進する啓発的な労働環境の醸成を目指して考え出されたものである。

レバノン

・知財関連の料金体系と商標保護期間の変更⁵

2024 年 2 月 15 日、レバノンは法律第 324 号を施行した。同法は、知的財産権に関するコスト構造の変更と商標保護期間の短縮を定めたものである。

法律第 324 号の主要な改正点

- **公定料金の引上げ**：法律第 324 号は、出願、登録、更新および記載事項の変更に関して従来よりも高額の料金を導入している。これらの料金改定は、現在および将来の出願すべてに影響を及ぼす。
- **商標保護期間の短縮**：商標の保護期間は同法によって従来の 15 年から短縮され、2024 年 2 月 15 日以降の新規登録については 10 年となる。

同法の施行前に登録または更新された商標については従来どおり 15 年の保護期間が適用されるが、次回の更新時に保護期間は新たに定められた 10 年に切り替えられる。この調整のせいで、商標権者が実際に新たな規定に従う際には慎重な計画が必要になる。

トルコ

・商標取消手続の効率化⁶

トルコは商標法の大幅な改正を実施し、改正法は 2024 年 1 月 10 日付で発効した。改正法により、商標取消手続の監督責任が司法裁判所からトルコ特許商標庁（TPTO）に移転された。今回の法改正は取消手続の簡素化と迅速化を狙ったものであり、特に問題となるのが商標の不使用、一般性、紛らわしい商標、技術的基準の不遵守を理由とした商標の取消である。監督責任の移転によって商標の取消はより迅速で費用の掛からない行政手続となるため、取消申立（特に積極的に使用されていない商標に関する取消申立）の件数は増える可能性があると予想される。

⁵ <https://www.aippi.org/news/changes-to-ip-fees-and-trademark-protection-period-in-lebanon/>

⁶ <https://s3.amazonaws.com/documents.lexology.com/b39fcb51-317b-46e8-b5c8-d4c8d2915c52.pdf?AWSAccessKeyId=AKIAVYILUYJ754JTDY6T&Expires=1715065583&Signature=BTcU%2BLadiLZaXpIFQyPVwdP8EAA%3D>

自らの権利を保護するため、商標権者は各自の商標を積極的に使用し、状況に応じて新規の出願を検討することが望ましい。商標登録に異議を申し立てようとする者にとっては、取消申立の提出先となる当局として、今後は TPTO が利用されることになるだろう。

今回の法改正は取消手続の効率化を目的とするものであり、利害関係者は今後も最新の情報を入手し、必要に応じて自らの戦略を改正法に順応させる必要がある。TPTO による取消手続の引き継ぎについては、審査や査定プロセスの詳細がまだ明確にされておらず、裁判所で行われる伝統的な評価（専門家委員会や現場監査を用いる評価方法）とは顕著な違いがあることを示している。

パキスタン

・キルギスタンとの協力により知的財産権のエンフォースメントを強化⁷

パキスタンとキルギスタンは、バイの協力関係の拡大を通じて知的財産権のエンフォースメントを強化することで合意した。

両国の話し合いでは、ギルギット・バルチスタンやシアールコートなどの重要な戦略的エリアにおける知的財産庁の設立がもたらす共通の利益が強調された。これは、経済的な結びつきの強化や地域開発にとって非常に重要である。地域的な知財管理機関の設立によって、経済成長やイノベーションの保護が促進されるものと予想される。

パキスタンとキルギスタンの間で交わされた協議から生まれた大きな進展は、覚書（MOU）の作成である。この MOU は、知的財産の効果的な管理と保護のための正式なパートナーシップの枠組みの確立を企図したもので、知財に関する両国間の協力関係の構築に向けた重要な動きと見られる。

また、パキスタンの貿易と環境産業を強化するに当たって知的財産を活用するために、中央アジアとの協力の重要性も両国間の対話で大きな話題となった。知的財産権の強化は少なからぬ経済的恩恵をもたらし、外交関係の強化につながるものと予想され、イノベーション志向の地域経済の発展を目指すビジョンを支えるものとなるだろう。

今回の合意はパキスタンとキルギスタンの関係において一つの分岐点であり、今後の経済的・文化的パートナーシップの基礎として知的財産権が注目されている。

2. 他のトピック

湾岸協力会議（GCC）

・湾岸協力会議事務局特許庁（GCC 特許庁）の長官がクウェート国のサバ・アル・アマド人材開発センターを訪問（2024年2月7日）

<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1385>

⁷ <https://www.radio.gov.pk/05-04-2024/pakistan-kyrgyzstan-agree-to-enhancing-intellectual-property-rights-enforcement>

- ・ GCC 特許庁長官が知的財産研修センターを訪問 (2024 年 2 月 5 日)

<https://www.gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1383>

- ・ クウェート国で開催された第 14 回中東国際発明展示会に湾岸協力会議事務局を代表して GCC 特許庁が参加(2024 年 2 月 5 日)

<https://gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1381>

- ・ GCC 特許庁が世界知的所有権機関 (WIPO) の代表団を歓待 (2024 年 3 月 7 日)

<https://gccpo.org/AboutUs/ShowNews?id=1389>

- ・ GCC 特許庁が湾岸地域で発行した特許のコレクションが WIPO 提供の国際特許データベース PATENTSCOPE に収録 (2024 年 4 月 23 日)

https://www.wipo.int/patentscope/en/news/pctdb/2024/news_0002.html

サウジアラビア

- ・ サウジアラビア検察庁が知的財産に関する訴追手続の制定を承認. (2024 年 2 月 14 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1757767132555759791>

- ・ WIPO の最高執行役員および事務局長補佐の立ち合いの下、外交会議常設委員会が会合を開催 (2024 年 2 月 8 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1755603050570670570>

- ・ 地域レベル・国家レベルで活動する多数の出版・流通業者の参加を得て、SAIP 審議会が第 21 回会合を開催(2024 年 2 月 13 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1757452022238916835>

- ・ サウジアラビアの子供たちによる創作物の保護を知的財産権がサポート (2024 年 2 月 22 日)

<https://www.saip.gov.sa/en/news/2323/>

- ・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) 理事会が第 29 回会合を実施 (2024 年 2 月 19 日)

<https://www.saip.gov.sa/en/news/2322/>

- ・ サウジアラビア知的財産総局 (SAIP) の CEO を務める Abdulaziz bin Muhammad Al-Swailem 氏が「人工知能時代のメディア規制」の会議において人工知能と知的財産の関係について講演 (2024 年 2 月 20 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1759977396608929817>

・ 総合ニュース/司法長官がサウジアラビア知的財産総局（SAIP）の CEO と会談（2024 年 2 月 27 日）

<https://www.spa.gov.sa/N2055454>

・ 「ビジョン 2030」の一環として実施されている経済行動計画「国家変革プログラム」の 2023 年成果報告書の発表(2024 年 2 月 26 日)

<https://www.vision2030.gov.sa/media/x20ac0s4/arabic-ntp-annual-report-2023.pdf>

・ 能力構築と国内企業の強化を目指して国家環境管理センターが知的財産支援センターに参画 (2024 年 2 月 26 日)

<https://twitter.com/SAIPKSA/status/1762049216375898339>

・ 2023 年度の知的財産情報に関する統計的報告 (2024 年 2 月 28 日)

<https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2024-02/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%A7%D8%AD%D8%B5%D8%A7%D9%8A%D9%94%D9%8A%20%D9%84%D9%85%D8%B9%D9%84%D9%88%D9%85%D8%A7%D8%AA%20%D8%A7%D9%84%D9%85%D9%84%D9%83%D9%8A%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%81%D9%83%D8%B1%D9%8A%D8%A9%202023%D9%85%20%281%29.pdf>

・ SAIP の「知的財産の尊重に関する審議会」の第 22 回会合 (2024 年 3 月 6 日)

<https://www.facebook.com/Saipksa/posts/pfbid027aTfntmTdKacBTg6ByDCZ22j4fhZwo5gAQiko2sFa2p4tDLLUEmpYuxieBSdd2Zel>

・ 「知的財産紛争の解決：今後のトレンドと機会」と銘打ったセミナーを SAIP が開催(2024 年 3 月 6 日)

<https://www.facebook.com/Saipksa/posts/pfbid0ib1FkKTGEfB2S3kKps9YsxyY6iBXR181bPH8jxy5Q2YsdxmiDWTMUQyxG6SgWKRql>

・ 新たな意匠法によって広がる知財ランドスケープ (2024 年 3 月 19 日)

<https://www.sabaip.com/saudi-arabia-enhanced-ip-landscape-with-new-designs-law/>

・ 2023 年度の年次報告 (2024 年 4 月 2 日)

<https://externalportal-backend-production.saip.gov.sa/sites/default/files/2024-04/%D8%A7%D9%84%D8%AA%D9%82%D8%B1%D9%8A%D8%B1%20%D8%A7%D9%84%D8%B3%D9%86%D9%88%D9%8A%20%D8%A7%D9%84%D9%86%D8%B3%D8%AE%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D8%B9%D8%A7%D9%85%D8%A9%20%D8%A7%D9%84%D9%86%D9%87%D8%A7%D9%8A%D9%94%D9%8A%D8%A9%D9%A2.pdf>

アラブ首長国連邦 (UAE)

・ イノベーションの活性化を目指すドバイ税関が 2024 年の「児童・学生知的財産賞」を発表 (2024 年 2 月 6 日)

<https://www.dubaicustoms.gov.ae/en/NewsCenter/Pages/NewsDetail.aspx?NewsId=2030>
<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1758819362348151045>
<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1758819038690500931>

・「世界政府サミット 2024」において AI 企業をリードする 100 人余りの人材が各国政府首脳と会談 (2024 年 2 月 10 日)

<https://wam.ae/en/article/13rc92y-over-100-personalities-leading-companies-meet-with>

・ WTO 第 13 回閣僚会議のホスト国を務める UAE が同会議に関するウェブサイトを開設 (2024 年 2 月 9 日)

<https://wam.ae/en/article/13ra3wd-uae-launches-host-nation-website-for-wto%E2%80%99s-13th>

・ 経済省が新たな知的財産制度を発足 (2024 年 2 月 7 日)

<https://wam.ae/en/article/b1jm8a0-ministry-economy-launches-its-new-intellectual>

・ ドバイ首長国の首長 Mohammed bin Rashid 氏が閣僚会議の議長として国の立法計画を審議 (2024 年 2 月 5 日)

<https://wam.ae/en/article/b1ifd8a-mohammed-bin-rashid-chairs-cabinet-meeting-reviews>

・ ドバイ税関は英国の提携機関とのダイナミックな協力関係を構築 (2024 年 2 月 8 日)

<https://wam.ae/en/article/b1k7nyi-dubai-customs-uk%E2%80%99s-counterpart-unite-dynamic>

・ 音、匂い、ホログラムも商標として登録可能に (2024 年 2 月 7 日)

<https://www.khaleejtimes.com/uae/uae-you-can-register-sound-scent-holograms-as-trademarks>

・ 「中東・北アフリカ地域における知的財産犯罪の取り締まりに関する広域会議」の第 13 回会合にドバイ税関 (Customs and Free Zone Corporation) が参加 (2024 年 2 月 20 日)

<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1759961543863632203>
<https://twitter.com/DubaiCustoms/status/1759962084983386358>
<https://wam.ae/en/article/b1ryaze-13th-regional-intellectual-property-crime>
<https://www.khaleejtimes.com/uae/dubai-how-will-crimes-be-investigated-in-the-metaverse>

・ WTO の第 13 回閣僚会議に参加する大臣および上級政府職員 175 名を UAE が歓迎 (2024 年 2 月 22 日)

<https://wam.ae/en/article/b1sjqfl-uae-welcome-175-ministers-senior-officials-for>
<https://www.khaleejtimes.com/uae/uae-top-global-ministers-to-decide-on-crucial-trade-issues-at-abu-dhabi-summit>

・ アブダビのイノベーションの促進に向けて ADDED と Hub71 が連携 (2024 年 2 月 20 日)

<https://wam.ae/en/article/b1rcuwa-added-hub71-partner-drive-innovation-abu-dhabi>

・ アジュマン首長国が模倣品対策を集中強化 (2024 年 2 月 21 日)
<https://www.khaleejtimes.com/gulf/world/ajman-intensifies-drive-against-fake-products>

・ アブダビ議会が WTO に関する審議で最終文書を発行 (2024 年 2 月 25 日)
<https://wam.ae/en/article/b1uc1mc-abu-dhabi-session-parliamentary-conference-wto>
<https://wam.ae/en/article/b1uc183-abu-dhabi-session-parliamentary-conference-wto>
<https://wam.ae/en/article/13sajmg-thirteenth-wto-ministerial-conference-kicks-off>
<https://www.khaleejtimes.com/uae/uae-top-global-ministers-to-decide-on-crucial-trade-issues-at-abu-dhabi-summit>
<https://www.khaleejtimes.com/business/uae-landmark-pact-inked-at-wto-conference-to-boost-digital-trade>

・ モハメド・ビン・ザイード人工知能大学 (MBZUAI) が UAE のイノベーション月間を祝福 (2024 年 2 月 27 日)
<https://wam.ae/en/article/b1viw7i-mbzuai-celebrates-uae-innovation-month>

・ 経済省が電気通信・デジタル政府規制局 (TDRA) との連携により創作物に対する知的財産権保護を強化する新たな仕組みを導入 (2024 年 3 月 7 日)
<https://www.moec.gov.ae/en/-/ministry-of-economy-introduces-new-mechanism-to-strengthen-the-protection-of-ip-rights-for-creative-works-in-collaboration-with-tdra>

・ UAE 商標登録の急増は投資家の信頼の高まりを示す兆候か (2024 年 4 月 22 日)
<https://menafn.com/1108124593/UAEs-Trademark-Listing-Surge-Signals-Rising-Investor-Trust>

パキスタン

・ パキスタン駐在の国連開発計画 (UNDP) 代表が知的財産機構 (IPO) の長官を訪問 (2024 年 2 月 12 日)
<https://ipo.gov.pk/node/2760>

・ イスラマバードの私立大学ミレニアム・ユニバーサル・カレッジを視察した IPO 長官が知的財産権の重要性を強調 (2024 年 2 月 2 日)
<https://ipo.gov.pk/node/2756>

・ 知的財産権のエンフォースメントは経済発展にとって極めて重要 (2024 年 3 月 1 日)
<https://ipo.gov.pk/node/2789>

・ 正統なビジネスの保護には知的財産権のエンフォースメントが不可欠 (2024 年 3 月 7 日)
<https://ipo.gov.pk/node/2798>

・パキスタンの未来に力を：イノベーションと開発のための知的財産の活用 (2024 年 4 月 26 日)

<https://dailyausaf.com/en/opinion/empowering-pakistans-future-leveraging-intellectual-property-for-innovation-and-development/>

トルコ

・アンカラ大学が知的財産法の修士課程開設を祝う開講式を開催 (2024 年 2 月 5 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/ankara-university-intellectual-property-law-masters-program>

・当事務所が担当した登録申請手続の完了後、登録されたトルコの地理的表示 11 件が「地理的表示・伝統的製品名公報」の第 167 号で公開 (2024 年 2 月 15 日)

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1758050890362044529>

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1752962846105673759>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/bursa-seftalisi-being-registered-in-the-eu>

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/aydin-memecik-zeytinyagi-is-registered-in-the-eu>

<https://ci.turkpatent.gov.tr/>

・地中海地方の都市オスマニエ産のピーナッツに関する地理的表示申請を EU 委員会が承認し、「オスマニエ・ピーナッツ」として欧州連合に登録 (2024 年 2 月 23 日)

<https://twitter.com/mzekidurak/status/1760929335215603873>

・「食品安全性の観点から見た地理的表示」に関するセミナーに当事務所の所長が参加 (2024 年 2 月 23 日)

<https://twitter.com/TURKPATENT/status/1760907817299394919>

・今後議論すべき課題は知的財産に関する協力と知財の商業化 (2024 年 2 月 29 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/wipo-delegation-visited-turkpatent>

・WIPO とトルコ特許商標庁の協力に関する基本合意書の署名を祝う式典 (2024 年 3 月 2 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/signing-ceremony-of-the-letter-of-intent-for-cooperation-between-wipo-and-turkpatent>

・産業財産権に関する協力議定書にトルコとパレスチナが署名 (2024 年 3 月 12 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/turkiye-palestine-industrial-property-rights-cooperation-protocol>

・欧州特許庁 (EPO) が人工知能とデジタル化の両分野に関してトルコ特許商標庁を視察 (2024 年 3 月 25 日)

<https://www.turkpatent.gov.tr/en/news/study-visit-from-epo-to-turkpatent>

オマーン

・オマーン消費者保護庁（CPA）が啓発キャンペーン「HELP ME HEAR」を実施（2024年3月4日）

<https://cpa.gov.om/en/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=12075>

・オマーン消費者保護庁（CPA）が啓発キャンペーン「HEMA Masirah」を実施（2024年3月4日）

<https://cpa.gov.om/en/Pages/NewsDetail.aspx?NewsID=12075>

カタール

・特許不服審査委員会の新設（2024年2月12日）

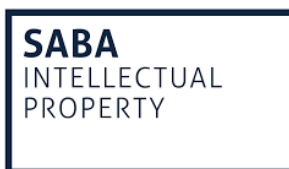
<https://www.jahcoip.com/news/re-jah-jurisdictional-update-sudan-and-qatar/>

[特許庁委託]

中東知的財産ニュースレター Vol. 84

[著者]

Saba Intellectual Property



[発行]

日本貿易振興機構 ドバイ事務所



2024 年 5 月発行 禁無断転載

本ニュースレターは、Saba Intellectual Property が英語にて原文・日本語訳を作成し、JETRO ドバイ事務所がそのチェックと修正を施したものです。また、本ニュースレターは、作成の時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは著者及び当事務所の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものでないことを予めお断りします。なお、本ニュースレターの内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

また、JETRO は、ご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なうようお願いいたします。本文を通じて皆様に提供した情報の利用により、不利益を被る事態が生じたとしても、JETRO はその責任を負いかねます。